

6 アスベスト調査業務委託（広域鹿嶋 RDF センター） 仕様書

1. 業務名

6 アスベスト調査業務委託（広域鹿嶋RDFセンター）

2. 業務の目的

本業務は、将来予定されている広域鹿嶋RDFセンターの解体工事の前に「アスベスト調査」を実施し、解体工事を安全かつ円滑に遂行するための基礎資料を得ることを目的とする。

3. 業務場所

所在地：鹿嶋市大字平井2264番地

施設名称：広域鹿嶋 RDF センター

施設概要：

建物名	建築年	構造	延床面積
工場棟	平成 11 年着工 平成 13 年竣工	S 造一部 SRC 造	約 6,900m ²
管理棟		S 造	約 620m ²
倉庫棟		S 造	約 130m ²

4. 履行期間

契約締結日の翌日から令和7年3月31日

5. 関係法令等の遵守

本業務の実施にあたっては、下記の関係法令等を遵守する。

- ・労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）
- ・石綿障害予防規則（平成 17 年厚生労働省令第 21 号；以下「石綿則」という）
- ・大気汚染防止法（昭和 43 年 6 月 10 日法律第 97 号）
- ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）
- ・茨城県生活環境の保全等に関する条例（平成 17 年条例第 9 号）
- ・その他の関係法令・規則・通達、基準等

6. 業務内容

6-1 アスベスト調査

広域鹿嶋RDFセンターの建物及び工作物等のアスベスト含有の可能性のある建材（アスベスト含有疑義建材）を抽出し、試料採取・分析調査を行う。

1) 事前調査

①書面調査

施設に係る既存資料（設計図書等）を精査してアスベスト含有疑義建材及びその使用箇所を抽出する。

②目視調査

書面調査で抽出したアスベスト含有疑義建材の使用箇所を目視で確認するとともに、書面調査での不明点や未確認箇所を確認する。

③調査結果の整理

①及び②の調査結果を整理し、採取、分析対象とする建材を選定する。

2) 試料採取

採取・分析対象とした建材試料を採取する。

試料採取時は粉じん等が飛散しないように、粉じん飛散防止剤等の散布、適切な養生を講じた上で採取を行う。

試料採取数は70検体とする。ただし、1)の事前調査結果により増減する場合は、発注者と協議する。

3) 分析

2)で採取した試料について、JIS A 1481-1（建材製品中のアスベスト含有率測定方法 - 第1部：市販バルク材からの試料採取及び定性的判定方法）により分析を行う。

分析対象は、アクチノライト、アモサイト、アンソフィライト、クリソタイル、クロシドライト及びトリモライトの6物質とする。

4) 調査結果の整理・評価

1)～3)の結果を整理し、以下を報告書としてとりまとめる。なお、立入不可や目視不可の範囲が存在し、調査が実施できなかった箇所については、その旨を報告書に記載する。

- ・建築物、施設等の名称及び種別、調査方法及び調査箇所
- ・アスベスト事前調査を実施した調査者（資格者）の氏名及び所属
- ・分析調査者（資格者）の氏名及び所属
- ・調査を実施した年月日及びその他必要な事項
- ・石綿の含有が認められた建材の所在、範囲を記した平面図等
- ・調査箇所の写真並びに建材を採取した写真
- ・分析結果

7. 資格要件

- ・管理技術者には、本業務に係る十分な知識を有し、かつ、技術士（総合技術監理部門又は衛生工学部門あるいは環境部門）の資格を有し、技術士法による登録を行っている者を配置すること。
- ・担当技術者には、建築物石綿含有建材調査者（特定又は一般）の資格を有する者を配置すること。
- ・各技術者は受注者と恒常的な雇用関係にある者とする。
- ・分析技術者は、石綿則第3条第6項の規定に基づき厚生労働大臣が定める者が実施すること。
- ・工作物石綿事前調査者及び労働安全衛生法に基づく作業環境管理専門家が在籍していること。
- ・建設業法第3条に基づき国土交通大臣又は都道府県知事の許可を受けていること。
- ・計量法第107条に規定する計量証明事業（濃度）の登録を受けていること。
- ・令和2年度から元請として受託した「公共施設のアスベスト調査業務」について完了した実績を有すること。

8. 資料の貸与

本業務の遂行上、必要な資料の収集は原則として受注者が行うものとする。ただし、発注者が所有し、本業務に利用できる資料については貸与する。

9. 協議・打合せ

受注者は、業務の着手にあたり発注者と十分な打合せを行う。また、業務の進捗状況によっても適宜発注者との打合せを実施するものとする。実施時期及び実施場所については、協議の上決定する。

10. 質疑

本業務の仕様、記載事項及び業務遂行上疑義が生じた場合は、すみやかに発注者と協議し、発注者の意図を十分に理解して、業務を遂行するものとする。

11. 成果物

受注者は、本業務を完了した時は調査結果及び資料をまとめ、次の成果物（3部）を提出する。

アスベスト調査報告書